

現 行	改正案	備 考
<p data-bbox="409 577 1012 640">給水装置工事施行基準</p> <p data-bbox="596 850 819 913">2011</p> <p data-bbox="578 940 836 989"><u>(2014.6 改正版)</u></p> <p data-bbox="433 1795 982 1848">鹿 児 島 市 水 道 局</p>	<p data-bbox="1626 577 2228 640">給水装置工事施行基準</p> <p data-bbox="1813 850 2036 913">2011</p> <p data-bbox="1795 940 2053 989"><u>(2015.6 改正版)</u></p> <p data-bbox="1653 1795 2202 1848">鹿 児 島 市 水 道 局</p>	<p data-bbox="2546 1018 2769 1102">【表紙】 改正年月を変更。</p>

現 行

z s 3

7 止水栓ボックス及び仕切弁室

- (1) 止水栓ボックスは、**铸铁製又はFRP製の内径15cm以上のものを使用する。**なお、公道上は仕切弁室を使用し、敷地内は深さ25cm以上のものを使用する。
- (2) 敷地内の**青铜製仕切弁**は、仕切弁室又は止水栓ボックスを使用し、ハンドル深さは20cmから40cmとする。ただし、車両等の乗る所は、仕切弁室とする。**仕切弁室は、鉄筋コンクリート製、蓋は铸铁製とする。**

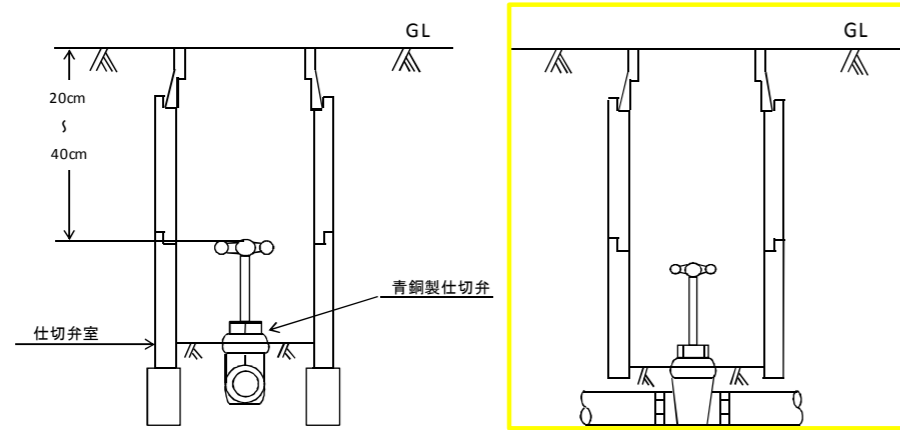


図 3 - 77

- ③ ボックス及び室類は、雨水及び土砂等が浸入しないように据え付ける。
- ④ 据え付け高さは復旧面と同一高さとする。

改正案

7 止水栓ボックス及び仕切弁室

- (1) 止水栓ボックスは、**铸铁製又はFRP製の内径15cm以上のものを使用する。**なお、公道上は仕切弁室を使用し、敷地内は深さ25cm以上のものを使用する。
- (2) 敷地内の**青铜製仕切弁**は、仕切弁室又は止水栓ボックスを使用し、ハンドル深さは20cmから40cmとする。ただし、車両等の乗る所は、仕切弁室とする。
- (3) 仕切弁室は、**レジンコンクリート製又は鉄筋コンクリート製、蓋は铸铁製とする。**ただし、公道及び公道に準ずる場所に設置する仕切弁室は、**レジンコンクリート製とする。**

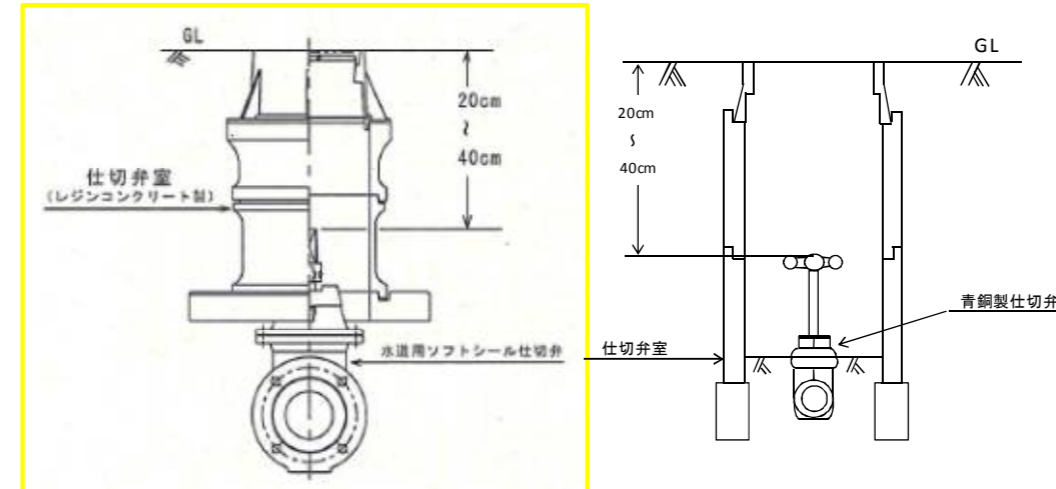


図 3 - 77

- ④ ボックス及び室類は、雨水及び土砂等が浸入しないように据え付ける。
- ⑤ 据え付け高さは復旧面と同一高さとする。

備 考

【P90】
7.止水栓ボックス及び仕切弁室
(2) 「仕切弁室は、鉄筋コンクリート製、蓋は铸铁製とする。」を(3)へ変更。
(3) 「レジンコンクリート製又は」と「ただし、公道及び公道に準ずる場所に設置する仕切弁室は、レジンコンクリート製とする。」を追加。
(4) (3)を(4)へ変更。
(5) (4)を(5)へ変更。

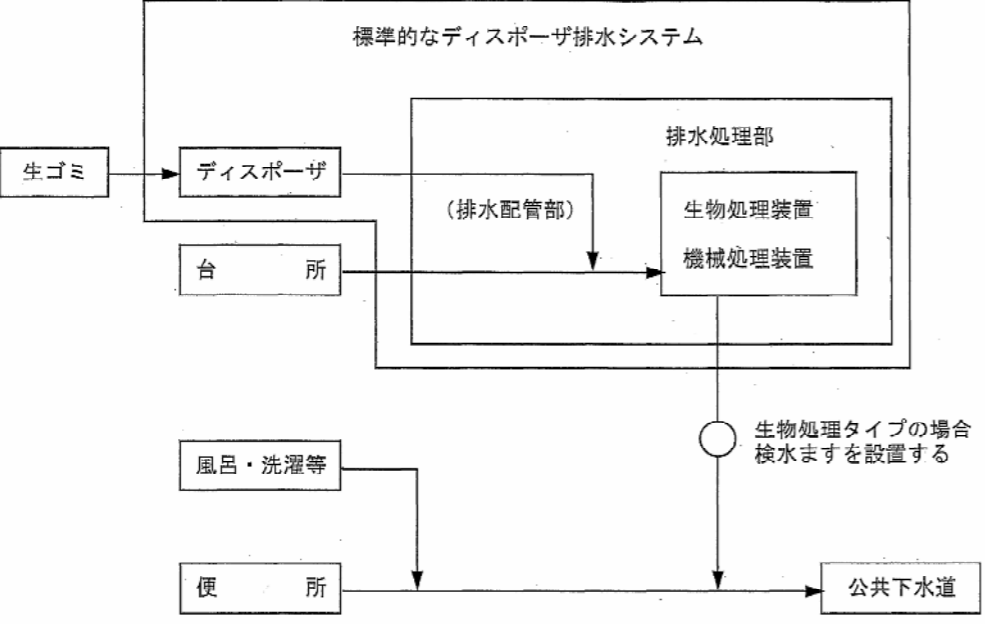
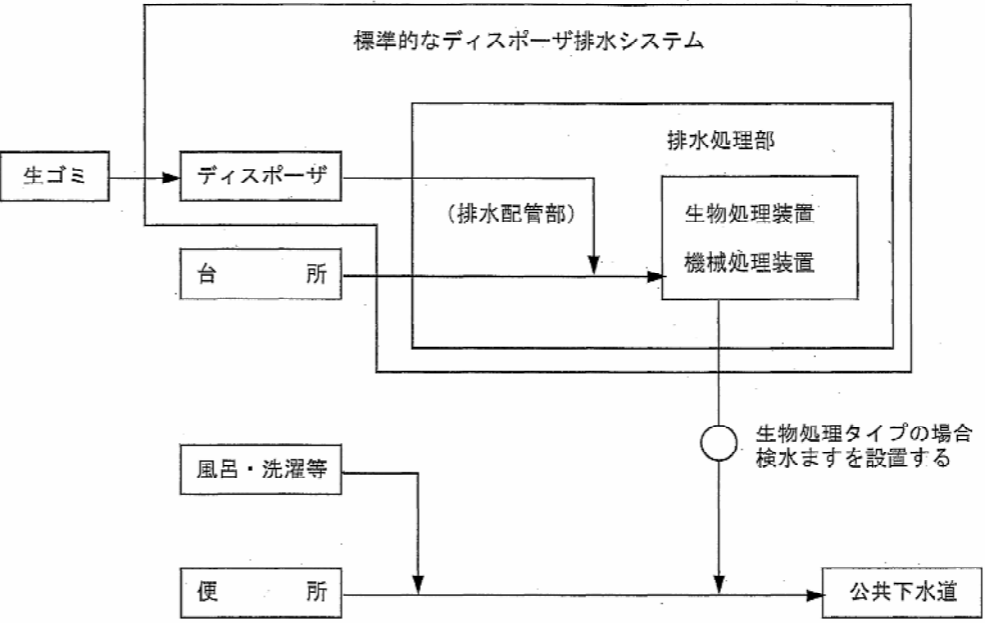
現 行	改正案	備 考																																																						
<p style="text-align: right;">資料 13</p> <p style="text-align: center;">水 質 管 理</p> <p>給水装置から出る水は、水道法に基づき水質基準に適合する水が供給されているが、末端の給水装置において、汚染されることがあってはならない。</p> <p>給水装置の設計、施工及び維持管理に当たっては、細心の注意と機能点検の確認をしなければならない。</p> <p>1 水質基準（法第4条第1項）</p> <p>水道により供給される水は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。</p> <p>(1) 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。</p> <p>(2) シアン、水銀その他の有害物質を含まないこと。</p> <p>(3) 銅、鉄、フッ素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。</p> <p>(4) 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。</p> <p>(5) 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除くこと。</p> <p>(6) 外観は、ほとんど無色透明であること。</p> <p>2 水質基準項目及び水質管理目標設定項目</p> <p>水道により供給される水は、省令等に掲げる基準に適合するものでなければならない。各項目について、以下に示す。</p> <p>(1) 水質基準項目</p> <p>「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）</p> <p style="text-align: center;">表 1 水質基準項目</p> <p style="text-align: right;">平成 26 年 4 月 1 日 施行</p> <table border="1" data-bbox="270 1446 1210 1848"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>項 目</th> <th>基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>一般細菌</td> <td>1ml で形成される集落数が 100 以下であること</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>大腸菌</td> <td>検出されないこと</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>カドミウムの量に関して 0.003mg/l 以下であること</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>水銀及びその化合物</td> <td>水銀の量に関して 0.0005mg/l 以下であること</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>セレン及びその化合物</td> <td>セレンの量に関して 0.01mg/l 以下であること</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>鉛及びその化合物</td> <td>鉛の量に関して 0.01mg/l 以下であること</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>ヒ素及びその化合物</td> <td>ヒ素の量に関して 0.01mg/l 以下であること</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>六価クロム化合物</td> <td>六価クロムの量に関して 0.05mg/l 以下であること</td> </tr> </tbody> </table>	No	項 目	基 準 値	1	一般細菌	1ml で形成される集落数が 100 以下であること	2	大腸菌	検出されないこと	3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して 0.003mg/l 以下であること	4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して 0.0005mg/l 以下であること	5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して 0.01mg/l 以下であること	6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して 0.01mg/l 以下であること	7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して 0.01mg/l 以下であること	8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して 0.05mg/l 以下であること	<p style="text-align: right;">資料 13</p> <p style="text-align: center;">水 質 管 理</p> <p>給水装置から出る水は、水道法に基づき水質基準に適合する水が供給されているが、末端の給水装置において、汚染されることがあってはならない。</p> <p>給水装置の設計、施工及び維持管理に当たっては、細心の注意と機能点検の確認をしなければならない。</p> <p>1 水質基準（法第4条第1項）</p> <p>水道により供給される水は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。</p> <p>(1) 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。</p> <p>(2) シアン、水銀その他の有害物質を含まないこと。</p> <p>(3) 銅、鉄、フッ素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。</p> <p>(4) 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。</p> <p>(5) 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除くこと。</p> <p>(6) 外観は、ほとんど無色透明であること。</p> <p>2 水質基準項目及び水質管理目標設定項目</p> <p>水道により供給される水は、省令等に掲げる基準に適合するものでなければならない。各項目について、以下に示す。</p> <p>(1) 水質基準項目</p> <p>「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）</p> <p style="text-align: center;">表 1 水質基準項目</p> <p style="text-align: right;">平成 27 年 4 月 1 日 施行</p> <table border="1" data-bbox="1486 1446 2427 1848"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>項 目</th> <th>基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>一般細菌</td> <td>1ml で形成される集落数が 100 以下であること</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>大腸菌</td> <td>検出されないこと</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>カドミウムの量に関して 0.003mg/l 以下であること</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>水銀及びその化合物</td> <td>水銀の量に関して 0.0005mg/l 以下であること</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>セレン及びその化合物</td> <td>セレンの量に関して 0.01mg/l 以下であること</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>鉛及びその化合物</td> <td>鉛の量に関して 0.01mg/l 以下であること</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>ヒ素及びその化合物</td> <td>ヒ素の量に関して 0.01mg/l 以下であること</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>六価クロム化合物</td> <td>六価クロムの量に関して 0.05mg/l 以下であること</td> </tr> </tbody> </table>	No	項 目	基 準 値	1	一般細菌	1ml で形成される集落数が 100 以下であること	2	大腸菌	検出されないこと	3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して 0.003mg/l 以下であること	4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して 0.0005mg/l 以下であること	5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して 0.01mg/l 以下であること	6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して 0.01mg/l 以下であること	7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して 0.01mg/l 以下であること	8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して 0.05mg/l 以下であること	<p>【参-60~61】</p> <p>表1水質基準項目 施行日を変更。 ジクロロ酢酸の基準 値を「0.04mg/l以下」 から「0.03mg/l以下」 へ変更。 トリクロロ酢酸の基 準値を「0.2mg/l以下」 から「0.03mg/l以下」 へ変更。</p>
No	項 目	基 準 値																																																						
1	一般細菌	1ml で形成される集落数が 100 以下であること																																																						
2	大腸菌	検出されないこと																																																						
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して 0.003mg/l 以下であること																																																						
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して 0.0005mg/l 以下であること																																																						
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して 0.01mg/l 以下であること																																																						
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して 0.01mg/l 以下であること																																																						
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して 0.01mg/l 以下であること																																																						
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して 0.05mg/l 以下であること																																																						
No	項 目	基 準 値																																																						
1	一般細菌	1ml で形成される集落数が 100 以下であること																																																						
2	大腸菌	検出されないこと																																																						
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して 0.003mg/l 以下であること																																																						
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して 0.0005mg/l 以下であること																																																						
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して 0.01mg/l 以下であること																																																						
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して 0.01mg/l 以下であること																																																						
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して 0.01mg/l 以下であること																																																						
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して 0.05mg/l 以下であること																																																						

給水装置工事施行基準（新旧対照表）

現 行			改正案			備 考
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して0.01mg/ℓ以下であること	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して0.01mg/ℓ以下であること	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下であること	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下であること	
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して0.8mg/ℓ以下であること	12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して0.8mg/ℓ以下であること	
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0mg/ℓ以下であること	13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0mg/ℓ以下であること	
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下であること	14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下であること	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下であること	15	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下であること	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下であること	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下であること	
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下であること	17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下であること	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下であること	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下であること	19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下であること	
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下であること	20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下であること	
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下であること	21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下であること	
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下であること	22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下であること	
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下であること	23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下であること	
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/ℓ以下であること	24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下であること	
25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下であること	25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下であること	
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下であること	26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下であること	
27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下であること	27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下であること	
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/ℓ以下であること	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下であること	
29	プロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下であること	29	プロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下であること	
30	プロモホルム	0.09mg/ℓ以下であること	30	プロモホルム	0.09mg/ℓ以下であること	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下であること	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下であること	
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して1.0mg/ℓ以下であること	32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して1.0mg/ℓ以下であること	
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.2mg/ℓ以下であること	33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.2mg/ℓ以下であること	
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して0.3mg/ℓ以下であること	34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して0.3mg/ℓ以下であること	
35	銅及びその化合物	銅の量に関して1.0mg/ℓ以下であること	35	銅及びその化合物	銅の量に関して1.0mg/ℓ以下であること	
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して200mg/ℓ以下であること	36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して200mg/ℓ以下であること	
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.05mg/ℓ以下であること	37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.05mg/ℓ以下であること	
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下であること	38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下であること	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/ℓ以下であること	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/ℓ以下であること	
40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下であること	40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下であること	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下であること	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下であること	
42	ジェオスミン	0.0001mg/ℓ以下であること	42	ジェオスミン	0.0001mg/ℓ以下であること	
43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/ℓ以下であること	43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/ℓ以下であること	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下であること	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下であること	

現 行			改正案			備 考																																																																																																																																				
45	フェノール類	フェノールの量に換算して0.005mg/ℓ以下であること	45	フェノール類	フェノールの量に換算して0.005mg/ℓ以下であること	【参-62】 表2水質管理目標設定項目 施行日を変更。 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)の目標値を「0.1mg/ℓ以下」から「0.08mg/ℓ以下」へ変更。																																																																																																																																				
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/ℓ以下であること	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/ℓ以下であること																																																																																																																																					
47	pH値	5.8以上8.6以下であること	47	pH値	5.8以上8.6以下であること																																																																																																																																					
48	味	異常でないこと	48	味	異常でないこと																																																																																																																																					
49	臭気	異常でないこと	49	臭気	異常でないこと																																																																																																																																					
50	色度	5度以下であること	50	色度	5度以下であること																																																																																																																																					
51	濁度	2度以下であること	51	濁度	2度以下であること																																																																																																																																					
<p>(2) 水質管理目標設定項目 「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」 (平成15年10月10日健発第1010004号)</p> <p>表2 水質管理目標設定項目 平成26年4月1日施行</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>項 目</th> <th>目 標 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>アンチモン及びその化合物</td><td>アンチモンの量に関して0.02mg/ℓ以下</td></tr> <tr><td>2</td><td>ウラン及びその化合物</td><td>ウランの量に関して0.002mg/ℓ以下(暫定)</td></tr> <tr><td>3</td><td>ニッケル及びその化合物</td><td>ニッケルの量に関して0.02mg/ℓ以下</td></tr> <tr><td>4</td><td>削除 ※1</td><td>削除</td></tr> <tr><td>5</td><td>1,2-ジクロロエタン</td><td>0.004mg/ℓ以下</td></tr> <tr><td>6</td><td>削除 ※1</td><td>削除</td></tr> <tr><td>7</td><td>削除 ※1</td><td>削除</td></tr> <tr><td>8</td><td>トルエン</td><td>0.4mg/ℓ以下</td></tr> <tr><td>9</td><td>フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)</td><td>0.1mg/ℓ以下</td></tr> <tr><td>10</td><td>亜塩素酸</td><td>0.6mg/ℓ以下</td></tr> <tr><td>11</td><td>削除 ※1</td><td>削除</td></tr> <tr><td>12</td><td>二酸化塩素</td><td>0.6mg/ℓ以下</td></tr> <tr><td>13</td><td>ジクロロアセトニトリル</td><td>0.01mg/ℓ以下(暫定)</td></tr> <tr><td>14</td><td>抱水クロラール</td><td>0.02mg/ℓ以下(暫定)</td></tr> <tr><td>15</td><td>農薬類</td><td>検出値と目標値の比の和として、1以下</td></tr> <tr><td>16</td><td>残留塩素</td><td>1mg/ℓ以下</td></tr> <tr><td>17</td><td>カルシウム、マグネシウム等(硬度)</td><td>10mg/ℓ以上100mg/ℓ以下</td></tr> <tr><td>18</td><td>マンガン及びその化合物</td><td>マンガンの量に関して0.01mg/ℓ以下</td></tr> <tr><td>19</td><td>遊離炭酸</td><td>20mg/ℓ以下</td></tr> <tr><td>20</td><td>1,1,1-トリクロロエタン</td><td>0.3mg/ℓ以下</td></tr> <tr><td>21</td><td>メチル-t-ブチルエーテル</td><td>0.02mg/ℓ以下</td></tr> </tbody> </table>			No	項 目	目 標 値		1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して0.02mg/ℓ以下	2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して0.002mg/ℓ以下(暫定)	3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して0.02mg/ℓ以下	4	削除 ※1	削除	5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	6	削除 ※1	削除	7	削除 ※1	削除	8	トルエン	0.4mg/ℓ以下	9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1mg/ℓ以下	10	亜塩素酸	0.6mg/ℓ以下	11	削除 ※1	削除	12	二酸化塩素	0.6mg/ℓ以下	13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/ℓ以下(暫定)	14	抱水クロラール	0.02mg/ℓ以下(暫定)	15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	16	残留塩素	1mg/ℓ以下	17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/ℓ以上100mg/ℓ以下	18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.01mg/ℓ以下	19	遊離炭酸	20mg/ℓ以下	20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/ℓ以下	21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/ℓ以下	<p>(2) 水質管理目標設定項目 「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」 (平成15年10月10日健発第1010004号)</p> <p>表2 水質管理目標設定項目 平成27年4月1日施行</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>項 目</th> <th>目 標 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>アンチモン及びその化合物</td><td>アンチモンの量に関して0.02mg/ℓ以下</td></tr> <tr><td>2</td><td>ウラン及びその化合物</td><td>ウランの量に関して0.002mg/ℓ以下(暫定)</td></tr> <tr><td>3</td><td>ニッケル及びその化合物</td><td>ニッケルの量に関して0.02mg/ℓ以下</td></tr> <tr><td>4</td><td>削除 ※1</td><td>削除</td></tr> <tr><td>5</td><td>1,2-ジクロロエタン</td><td>0.004mg/ℓ以下</td></tr> <tr><td>6</td><td>削除 ※1</td><td>削除</td></tr> <tr><td>7</td><td>削除 ※1</td><td>削除</td></tr> <tr><td>8</td><td>トルエン</td><td>0.4mg/ℓ以下</td></tr> <tr><td>9</td><td>フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)</td><td>0.08mg/ℓ以下</td></tr> <tr><td>10</td><td>亜塩素酸</td><td>0.6mg/ℓ以下</td></tr> <tr><td>11</td><td>削除 ※1</td><td>削除</td></tr> <tr><td>12</td><td>二酸化塩素</td><td>0.6mg/ℓ以下</td></tr> <tr><td>13</td><td>ジクロロアセトニトリル</td><td>0.01mg/ℓ以下(暫定)</td></tr> <tr><td>14</td><td>抱水クロラール</td><td>0.02mg/ℓ以下(暫定)</td></tr> <tr><td>15</td><td>農薬類</td><td>検出値と目標値の比の和として、1以下</td></tr> <tr><td>16</td><td>残留塩素</td><td>1mg/ℓ以下</td></tr> <tr><td>17</td><td>カルシウム、マグネシウム等(硬度)</td><td>10mg/ℓ以上100mg/ℓ以下</td></tr> <tr><td>18</td><td>マンガン及びその化合物</td><td>マンガンの量に関して0.01mg/ℓ以下</td></tr> <tr><td>19</td><td>遊離炭酸</td><td>20mg/ℓ以下</td></tr> <tr><td>20</td><td>1,1,1-トリクロロエタン</td><td>0.3mg/ℓ以下</td></tr> <tr><td>21</td><td>メチル-t-ブチルエーテル</td><td>0.02mg/ℓ以下</td></tr> </tbody> </table>			No	項 目	目 標 値	1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して0.02mg/ℓ以下	2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して0.002mg/ℓ以下(暫定)	3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して0.02mg/ℓ以下	4	削除 ※1	削除	5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	6	削除 ※1	削除	7	削除 ※1	削除	8	トルエン	0.4mg/ℓ以下	9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/ℓ以下	10	亜塩素酸	0.6mg/ℓ以下	11	削除 ※1	削除	12	二酸化塩素	0.6mg/ℓ以下	13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/ℓ以下(暫定)	14	抱水クロラール	0.02mg/ℓ以下(暫定)	15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	16	残留塩素	1mg/ℓ以下	17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/ℓ以上100mg/ℓ以下	18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.01mg/ℓ以下	19	遊離炭酸	20mg/ℓ以下	20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/ℓ以下	21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/ℓ以下
No	項 目	目 標 値																																																																																																																																								
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して0.02mg/ℓ以下																																																																																																																																								
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して0.002mg/ℓ以下(暫定)																																																																																																																																								
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して0.02mg/ℓ以下																																																																																																																																								
4	削除 ※1	削除																																																																																																																																								
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下																																																																																																																																								
6	削除 ※1	削除																																																																																																																																								
7	削除 ※1	削除																																																																																																																																								
8	トルエン	0.4mg/ℓ以下																																																																																																																																								
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1mg/ℓ以下																																																																																																																																								
10	亜塩素酸	0.6mg/ℓ以下																																																																																																																																								
11	削除 ※1	削除																																																																																																																																								
12	二酸化塩素	0.6mg/ℓ以下																																																																																																																																								
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/ℓ以下(暫定)																																																																																																																																								
14	抱水クロラール	0.02mg/ℓ以下(暫定)																																																																																																																																								
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下																																																																																																																																								
16	残留塩素	1mg/ℓ以下																																																																																																																																								
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/ℓ以上100mg/ℓ以下																																																																																																																																								
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.01mg/ℓ以下																																																																																																																																								
19	遊離炭酸	20mg/ℓ以下																																																																																																																																								
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/ℓ以下																																																																																																																																								
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/ℓ以下																																																																																																																																								
No	項 目	目 標 値																																																																																																																																								
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して0.02mg/ℓ以下																																																																																																																																								
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して0.002mg/ℓ以下(暫定)																																																																																																																																								
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して0.02mg/ℓ以下																																																																																																																																								
4	削除 ※1	削除																																																																																																																																								
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下																																																																																																																																								
6	削除 ※1	削除																																																																																																																																								
7	削除 ※1	削除																																																																																																																																								
8	トルエン	0.4mg/ℓ以下																																																																																																																																								
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/ℓ以下																																																																																																																																								
10	亜塩素酸	0.6mg/ℓ以下																																																																																																																																								
11	削除 ※1	削除																																																																																																																																								
12	二酸化塩素	0.6mg/ℓ以下																																																																																																																																								
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/ℓ以下(暫定)																																																																																																																																								
14	抱水クロラール	0.02mg/ℓ以下(暫定)																																																																																																																																								
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下																																																																																																																																								
16	残留塩素	1mg/ℓ以下																																																																																																																																								
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/ℓ以上100mg/ℓ以下																																																																																																																																								
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.01mg/ℓ以下																																																																																																																																								
19	遊離炭酸	20mg/ℓ以下																																																																																																																																								
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/ℓ以下																																																																																																																																								
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/ℓ以下																																																																																																																																								

現 行	改正案	備 考
<p data-bbox="409 577 1012 640">排水設備工事施行基準</p> <p data-bbox="596 850 819 913">2011</p> <p data-bbox="578 940 836 989">(2014.6 改正版)</p> <p data-bbox="433 1705 982 1753">鹿 児 島 市 水 道 局</p>	<p data-bbox="1626 577 2228 640">排水設備工事施行基準</p> <p data-bbox="1813 850 2036 913">2011</p> <p data-bbox="1795 940 2053 989">(2015.6 改正版)</p> <p data-bbox="1653 1705 2202 1753">鹿 児 島 市 水 道 局</p>	<p data-bbox="2546 1018 2769 1096">【表紙】 改正年月を変更。</p>

現 行	改正案	備 考
<p>9 ディスポーザ</p> <p>(1) ディスポーザ排水処理システム</p> <p>ア システム厨房から発生する生ごみを破砕する部位（ディスポーザ）及び破砕された生ごみを排水・処理し、汚濁負荷を低減する部位（排水処理部）から構成されたものであって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(ア) 国土交通大臣認定を受けたもの。</p> <p>(イ) (ア)の国土交通大臣認定と同等の取扱いをするよう旧建設省から通知のあったもの。</p> <p>(ウ) 社団法人日本下水道協会が示した「ディスポーザ排水処理システム性能基準(案)」に適合する評価を受けたもの。</p> <p>イ ディスポーザ排水処理システムを設置する場合は、管理者が別に定める「ディスポーザ排水処理システム取扱要綱」に基づき、管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>ウ 排水処理槽を設置する場合は、排水処理槽の下流に検水ますを設置する。</p> 	<p>9 ディスポーザ</p> <p>(1) ディスポーザ排水処理システム</p> <p>ア システム 厨房から発生する生ごみを破砕する部位（ディスポーザ）及び破砕された生ごみを排水・処理し、汚濁負荷を低減する部位（排水処理部）から構成されたものであって、次に掲げるものをいう。ただし、(イ)から(エ)までに掲げるものについては、平成27年6月30日までに第3条の規定による申請を受理した場合に限る。</p> <p>(ア) 公益社団法人日本下水道協会（以下、「下水道協会」という。）の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)（平成25年3月）」に基づく同協会の製品認証を受けたもの。</p> <p>(イ) 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3条の規定に基づき改正される前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づく建設大臣認定を受けたもの。</p> <p>(ウ) (イ)の建設大臣認定と同等の取扱いをするよう旧建設省から通知のあったもの。</p> <p>(エ) 社団法人日本下水道協会が示した「ディスポーザ排水処理システム性能基準(案)（平成16年3月）」に適合する評価を受けたもの。</p> <p>イ ディスポーザ排水処理システムを設置する場合は、管理者が別に定める「ディスポーザ排水処理システム取扱要綱」に基づき、管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>ウ 排水処理槽を設置する場合は、排水処理槽の下流に検水ますを設置する。</p> 	<p>【P.49】</p> <p>9.ディスポーザ</p> <p>(1) ディスポーザ排水処理システム</p> <p>ア システム</p> <p>追記。</p> <p>(ア) 新たに追加。</p> <p>(イ) (ア)を(イ)に変更し、内容変更。</p> <p>(ウ) (イ)を(ウ)に変更し、(ア)を(イ)に、「国土交通」を「建設」に変更。</p> <p>(エ) (ウ)を(エ)に変更し、「(平成16年3月)」を追加。</p>